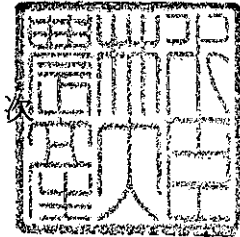




17消安第8527号
平成17年12月2日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

農林水産大臣臨時代理
国務大臣 小 坂 憲 次



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第8号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成14年法律第96号）附則第16条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第2条の規定による改正前の薬事法（昭和35年法律第145号。以下「旧法」という。）第23条において準用する旧法第14条第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品についての輸入の承認をすること。

シロマジンを有効成分とする鶏の飼料添加剤（ラーバデックス1%）

